

知財初学者のための

# 法目的 シリーズ

弁理士試験科目となる法律や条約における目的に注目した。

国内法では、条を見れば法目的が規定されますが、条約については必ずしも条が恰当といふえども、目的に近い条文をピックアップします。

この法律にも、条約にも、先ずは、  
目的を学びこからスタートするため、  
本動画は、これから知財を学ぶ者にとって  
大いに役立つであろう。

弁理士 宮口聰

テープコード

--	--	--

創作法

競業未

創作法

**【特1条】目的**

この法律は、**発明の保護及び利用**を図ることにより、**発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること**を目的とする。  
 (動詞)

**【実1条】目的**

この法律は、**物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用**を図ることにより、**その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること**を目的とする。  
 (動詞)

**【意1条】目的**

この法律は、**意匠の保護及び利用**を図ることにより、**意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること**を目的とする。  
 (名詞)

**【商1条】目的**

この法律は、**商標を保護すること**により、**商標の使用をする者の業務上の信用の維持**を図り、**もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること**を目的とする。

**【不1条】目的**

この法律は、**事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること**を目的とする。

**【著1条】目的**

この法律は、**著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送**に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、**これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること**を目的とする。

**【パリ1条】同盟の形成・工業所有権の保護の対象**

- (1) この条約が適用される国は、**工業所有権の保護**のための同盟を形成する。
- (2) **工業所有権の保護**は、**特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示**又は**原産地名称**及び**不正競争の防止**に関するものとする。
- (3) **工業所有権**の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の**工業及び商業のみならず、農業及び採取産業**の分野並びに**製造した又は天然のすべての产品**(例えは、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる。
- (4) 特許には、**輸入特許、改良特許、追加特許**等の同盟国<sup>1</sup>の法令によつて認められる各種の特許が含まれる。

**【特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) 1条】同盟の設立**

- (1) この条約の締約国(以下「締約国」という。)は、**発明の保護のための出願**並びにその出願に係る**調査及び審査**における協力のため並びに**特別の技術的業務の提供**のための同盟を形成する。この同盟は、国際特許協力同盟といふ。
- (2) この条約のいかなる規定も、**工業所有権の保護**に関する**パリ条約**の締約国の国民又は居住者の同条約に基づく権利を縮減するものと解してはならない。

**パリ条約19条の特別取扱**

テープコード

--	--	--

## 【特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国願法）1条】趣旨

この法律は、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。



## 【TRIPs協定1条】義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適切な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上、「知的所有権」とは、第2部の第1節から第7節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

第1節：著作権及び関連する権利

第2節：商標

第3節：地理的表示

第4節：意匠

第5節：特許

第6節：集積回路の回路配置

第7節：開示されていない情報の保護

(3) 省略



## 【TRIPs協定2条】知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第2部、第3部及び第4部の規定について、1967年のパリ条約の第1条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する。

(2) 省略

## 【意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定2条】

(1) 省略

(2) [パリ条約を遵守する義務]

**パリ条約19条の特別取扱**

締約国は、パリ条約の規定で意匠に関するものを遵守する。

**同上**

## 【マドリッド協定議定書2条】国際登録による保護の確保

(1) 標章について、いずれかの締約国の官庁に標章登録出願をした場合又はいずれかの締約国の官庁の登録簿に標章登録がされた場合には、当該標章登録出願（以下「基礎出願」という。）又は当該標章登録（以下「基礎登録」という。）の名義人は、この議定書の規定に従うことを条件として、世界知的所有権機関（以下「機関」という。）の国際事務局（以下「国際事務局」という。）の登録簿（以下「国際登録簿」という。）への標章登録（以下「国際登録」という。）を受けることにより、当該標章の保護をすべての締約国の領域において確保することができる。

(2) 国際登録の出願（以下「国際出願」という。）は、基礎出願を受理し又は基礎登録をした官庁（以下「本国官庁」という。）を通じ、国際事務局に対して行う。

(3) (4) 省略

